

令和5年

第3回八頭町議会定例会

提 案 理 由 書

令和5年3月6日

議案第9号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その1）

森田 俊之（もりたとしゆき）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

森田さんは、郡家西小学校人権教育推進委員会の委員長、県内高等学校PTAの会長などを歴任され、地域の人権講演会の講師、人権劇等さまざまな活動をされております。現在1期目でございますが、これまでの豊富な知識や経験を活かして活動いただける方であり、人望も厚く適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第10号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その2）

安藤 博昭（あんどう ひろあき）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

安藤さんは、長年にわたり本町の職員として勤務され、平成25年度には図書館長、平成26年度から退職に至るまでは中央公民館長を務められました。これまでの豊富な知識や経験を活かして活動いただける方であり、人望も厚く適任者と考えますので、人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第11号

八頭町財産区管理委員の選任について

昨年、3月に同意をいただきました大江財産区管理委員の方が昨年12月にお亡くなりになりました。

この度、改めて財産区から推薦された方を財産区管理委員に選任しようとするものです。

新たな委員は、中西 勝美（なかにし かつみ）氏であります。

なお、委員の任期は4年と定められておりますが、補欠の場合は残任期間となり、令和8年3月31日までとなります。

議案第12号から議案第14号は、固定資産評価審査委員会委員の同意議案であります。固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された評価額に対します不服を審査決定する行政委員会、委員の任期は3年間です。

議案第12号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その1)

松本 伸介（まつもと しんすけ）さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

松本さんは、土地家屋調査士、司法書士並びに行政書士等の資格をお持ちで、幅広い識見と豊富な経験をお持ちの方であります。現在、2期6年間、固定資産評価審査委員会委員として、ご活躍いただいております。この度、再任をお願いするものです。

議案第13号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その2)

小林 春美（こばやし はるみ）さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

小林さんは、令和2年5月13日から固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております、再任をお願いするものです。

長年にわたり本町の職員として勤務され、平成30年4月から退職まで農業委員会事務局長を務められるなど、豊富な行政経験を活かして本委員会での活躍をお願いするものです。

議案第14号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その3)

歳岡 誠司（としおか せいし）さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

歳岡さんは、長年にわたり本町の職員として勤務され、平成26年年10月から平成29年3月の退職まで、税務課長を務められました。これまでの税務関係の豊富な知識や経験を活かして活躍いただける方であり、この度、固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものです。

なお、3名の方とも温厚誠実にして人望も厚く、公正で、評価に対しまず信頼性を確保するうえで適任者と考えております。

任期は令和5年5月13日から令和8年5月12日までの3年間です。

議案第15号

備品購入変更契約の締結について（除雪ドーザ購入事業（5t級））

除雪ドーザ購入事業（5t級）につきましては、令和4年5月6日の契約議決を得て、鳥取市南栄町9番地 三協建機株式会社 代表取締役 民野 純男（たみの すみお）氏が、受注しております。

この度、令和5年4月28日まで履行期間の延長を行う、変更仮契約を令和5年2月20日に締結いたしました。

履行期間の延長理由は、ロシアによるウクライナ侵攻などの社会情勢の影響を受け、必要な部品の納入が遅れ、完了までに一定の日数が必要になったものです。

議案第16号

皆原橋補修工事請負変更契約の締結について

皆原橋補修工事につきましては、令和4年12月20日の契約議決を得て、現在、皆原橋補修工事竹内組・中田組特定建設工事共同企業体 代表者 鳥取県八頭郡八頭町南379番地8 株式会社竹内組 代表取締役 竹内 秀彦（たけうち よしひろ）氏が、工事を施工しております。この度、令和5年7月31日まで工期の延長を行う、変更仮契約を令和5年2月20日に締結いたしました。

工期の延長理由は、関係機関との協議により、出水期（6月10日から10月20日まで）に施工ができないことに加え、設計内容に関する協議等に日数を要し、完了するまでに一定の日数が必要になったものです。

議案第17号

因美線東郡家・郡家間宮谷踏切付近下水道管（雨水）布設工事に関する協定の一部を変更する協定締結について

因美線東郡家・郡家間宮谷踏切付近下水道管（雨水）布設工事に関する協定につきましては、工事が完了し、完成検査へ向けた準備が進められております。この度、協定内容の一部変更を行い、令和5年2月28日に変更仮協定を締結いたしました。変更協定金額は、87万5千円減額の3億5,383万4千円となります。

変更の主な要因は、積算委託費が減額となる等、事業費の確定に伴う減額であります。

議案第18号

八頭町公共下水道竹ノ下排水区雨水幹線の建設工事委託に関する協定
(その2)の一部を変更する協定締結について

本協定につきましては、令和4年6月21日の協定議決を得て、現在、日本下水道事業団で工事発注され、受注業者により工事施工されております。この度、協定内容の一部変更を行い、令和5年2月28日に変更仮協定を締結いたしました。

協定金額に変更はありませんが、JR施工区において、推進工事が遅れ、組立マンホール等資材調達にも時間を要したため、工期内の完成が困難となり、工期を延長するものです。

工期は、令和5年9月29日の完了を予定しております。

議案第19号

町道の路線変更について

整理番号K0067号の井津尻線につきましては、新設された民間の宅地造成地内の道路を含め、終点の変更を行うものであります。

変更後の路線延長は、159.0メートル、幅員は、2.9メートルから15.2メートルであります。

整理番号F2280号の福井前河原線につきましては、八東川河川改修事業により、起終点の変更を行うものであります。

変更後の路線延長は、204.4メートル、幅員は、4.5メートルから9.1メートルであります。

議案第20号

八頭町と鳥取県の間における個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報保護審査会に係る事務の共同設置について、委託に関する規約を定める協議を鳥取県といたそうとするものです。

議案第21号

八頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

令和4年度の人事院勧告を受け、正規職員については人事院勧告に準拠して勤勉手当を0.1月分引上げられました。

会計年度任用職員については、勤勉手当の支給がないことから、勤勉手当を支給される正規職員との均衡を鑑み、この度、期末手当の支給月数を0.1月引上げ、年間2.5月に改正するものです。

議案第22号

八頭町個人情報の保護に関する法施行条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、地方自治体に改正後の同法が直接適用されることに伴い、現行の八頭町個人情報保護条例を廃止し、新たに八頭町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものです。

議案第23号

八頭町情報公開条例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に伴い、この度、関係する条例の一部改正を行おうとするものです。

議案第24号

八頭町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄付活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定しようとするものです。

議案第25号

八頭町税条例の一部改正について

今回の改正は、個人住民税の寄附金税額控除対象特定非営利活動法人の指定について、「ハーモニカレッジ」より、指定の有効期間更新の申出書が提出されました。この度、有効期間の改定を行うとともに、すでに有効期間の経過した「鳥取県自閉症協会」の表記削除を行うものです。

議案第26号

八頭町特別会計条例の一部改正について

公営住宅建設事業債の償還完了により、住宅資金特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものです。なお、債権債務及び歳計剰余金は、八頭町一般会計が引き継ぐものとしています。

議案第 27 号

八頭町住宅資金健全化基金条例の廃止について

公営住宅建設事業債の償還完了により、住宅資金特別会計の健全な会計運営を目的として、設置した本条例を廃止しようとするものです。

議案第 28 号

八頭町集会所条例の一部改正について

新庄集会所の除却に伴い、当該施設の名称を削除するため、所要の改正を行うものです。

議案第 29 号

八頭町立児童厚生施設条例の一部改正について

隼福児童館、上野児童館、新庄児童館の除却に伴い、当該施設の名称を削除するため、所要の改正を行うものです。

議案第 30 号

八頭町社会体育施設条例の一部改正について

社会体育施設の施設名称の表現を統一するため、所要の改正を行うものです。また、電力料金の高騰に伴い、近郊施設を参考に町内 3 施設のナイター設備照明料の改正を行うものです。

議案第 31 号

八頭町総合運動公園条例の一部改正について

社会体育施設と総合運動公園内施設の施設名称の表現を統一するため、所要の改正を行うものです。また、電力料金の高騰に伴い、近郊施設を参考に園内施設のナイター設備照明料の改正を行うものです。

議案第32号

八頭町国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険では、被保険者の方が出産されたとき、出産育児一時金を支給しております。健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、並行して出産育児一時金等の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

議案第33号

八頭町農業用施設等条例の一部改正について

この度の条例の一部改正につきましては、集落要望により八頭町才代に所在する才代二農機具保管施設について、公募による払下げを計画しております。この払下げを行う前段の手續として行政財産から普通財産に変更するため条例の一部改正を行うものです。

議案第34号

八東ふる里の森の指定管理者の指定について

提案しております八東ふる里の森につきましては、（令和4年）昨年末に現指定管理者から辞退届が提出され、改めて公募を行い、1月21日から2月12日まで募集要項を公開し、行政無線、町ホームページでの周知を行いました。

また、応募書類の受付を2月13日までとし、結果としまして、八東ふる里の森の指定管理者について、1団体から応募がありました。

指定管理者の選定につきましては、2月20日選定委員会を開催し、指定管理に係るプレゼンテーションを行っていただき、選定基準表に基づき選定を行ったところです。

審査の結果、公募による申請団体が選定基準をクリアされましたので、適格であると判断し、選定いたしましたところです。

施設の名称は、八東ふる里の森です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町北山64番地3 株式会社 エルボスケ 代表取締役 日下部 誠（くさかべ まこと） 氏で、指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、令和5年度から年間475万2千円、3年間で1千425万6千円であります。

議案第35号から議案第44号は補正予算の関係であります。

議案第35号

令和4年度八頭町一般会計補正予算（第14号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億1,625万4千円を増額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

地方消費税交付金、1,210万円余、地方交付税として、臨時財政対策費の追加交付等、9,040万円余を追加し、特別交付税については1,500万円を減額しております。国庫支出金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、530万円余、出産・子育て応援交付金、960万円余を追加し、事業費の精査により社会資本整備総合交付金、2,720万円余を減額しております。

県支出金は、地籍調査事業費県補助金、1,020万円余、林業再生事業県補助金、1,100万円等を減額しております。

寄付金では、ふるさと納税の増加により一般寄付金、1億8,550万円余を追加し、繰入金は、住宅資金特別会計繰入金、7,030万円を計上し、ふるさと活性化基金繰入金、1,820万円を減額しております。

町債は、事業費の精査により急傾斜地崩壊対策負担金事業債3,430万円、小学校事業整備事業債、1,510万円等を減額しております。

次に歳出であります。

総務費は、ふるさと納税の増額に伴うふるさと活性化基金費、1億8,870万円余、まちづくり基金費、1億5,040万円余等を追加し、財源組換に伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業、3,760万円余、また、町長選挙費、1,240万円余等を減額しております。

民生費は、介護保険特別会計繰出金、2,410万円余、衛生費では、ごみ処理費の一部事務組合負担金、3,250万円余を減額しました。

農林水産業費は、事業費の精査によりスマート農業社会実装促進事業、610万円余、林業再生事業、1,100万円余、土木費では、町道大隼線改良事業、1,400万円余、公営住宅建設事業、830万円等の減額です。

教育費につきましては、小学校改修事業費、310万円余、社会教育施設費、300万円余を減額し、予備費で調整をしております。

また、予算書5ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますが、総務管理費など19事業につきましては、令和4年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

続いて次の6ページ、第3表は、指定管理等に伴う債務負担行為の変更等であります。次の7ページの第4表は、地方債の変更一覧です。後で、ご確認をお願いいたします。

議案第36号

令和4年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,007万8千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税、200万円、県支出金、280万円、繰入金、531万円余の減額です。

歳出では、保険給付費、146万円、保健事業費、570万円を減額し、予備費で調整をしております。

議案第37号

令和4年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、198万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、使用料及び新規の加入手数料、簡易水道基金利子、851万円余を追加し、事業費確定による水道施設整備事業債、過疎水道施設整備事業債を合わせ、1,050万円の減額です。

歳出は、一般管理費の光熱水費、消費税等、469万円余、簡易水道整備事業費で、1,012万円を減額しました。

議案第38号

令和4年度八頭町住宅資金特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、6,676万9千円を追加しようとするものです。

歳入では、基金繰入金、6,586万円、諸収入等、90万円を追加し、県支出金、1万円余の減額です。

歳出では、一般会計への繰出金7,033万円余を追加し、予備費で調整を行っております。

議案第39号

令和4年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、422万2千円を減額しようとするものです。

歳入では、公共下水道加入分担金、1,167万円余、諸収入の消費税還付金、1,876万円余、下水道施設整備事業債、640万円を追加し、社会資本総合整備事業費国庫補助金、1,076万円余、一般会計繰入金、3,000万円を減額しております。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税、899万円余、施設管理費で維持補修工事費、94万円余、下水道事業費でストックマネジメント事業、357万円余を減額しました。

議案第40号

令和4年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、6万円を追加しようとするものです。

歳入では、農業集落排水加入分担金、96万円を追加し、下水道施設整備事業債、辺地下水道施設整備事業債を合わせ、90万円の減額です。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税、785万円余、施設管理費で維持補修工事費等、86万円余を減額しました。

議案第41号

令和4年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,077万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、介護保険料、600万円を追加し、介護給付費等の減額に伴う国・県支出金、1億2,271万円余、一般会計からの繰入金、2,414万円余を減額しております。

歳出は、認定調査費等、122万円余、保険給付費、1億7,800万円、地域支援事業費、621万円余を減額しました。

議案第42号

令和4年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、19万1千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、4千円、繰越金、18万7千円、歳出では、積立金、8千円の増額です。

議案第43号

令和4年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、13万2千円を減額しようとするものです。

歳入では、財産収入、1千円を増額し、繰越金、13万2千円の減額です。

歳出は、一般管理費の積立金、9千円を増額しております。

議案第44号

令和4年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は既定の歳出歳入予算の総額から、歳入歳出それぞれ、909万8千円を減額しようとするものです

歳入では、後期高齢者医療保険料、392万円余、一般会計からの繰入金、461万円、諸収入、56万円余の減額です。

歳出では、総務費、70万円余、広域連合負担金、839万円余を減額しております。

議案第45号から議案第58号は、令和5年度当初予算の関係であります。

議案第45号

令和5年度八頭町一般会計予算

令和5年度八頭町一般会計予算は、116億9,000万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で6.7%の増となりました。

まず、継続費につきましては、6ページ第2表に記載しておりますが、小学校改修事業費を設定しております。総額につきましては、11億892万1千円を予定し、年割りについては記載のとおりです。

次に地方債の関係です。7ページ、第3表になりますが、限度額合計は、12億3,790万円、起債の方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

(予算書では、10ページからになります。)

主なものを申し上げます。

町税は、13億2,100万円余で、町民税、5億8,400万円余、固定資産税、5億6,800万円余を見込んでおります。森林環境贈与税は、3,300万円余の計上です。

地方消費税交付金は、3億6,200万円余、地方交付税は、51億3,600万円余で、普通交付税、48億200万円、特別交付税、3億3,400万円余を見込みました。

分担金及び負担金は、2,700万円余で、主なものは、保育料の児童福祉費負担金です。使用料及び手数料は、6,400万円余で、町営住宅使用料、ごみ処理手数料などであります。

国庫支出金は、13億3,200万円余で、自立支援事業費、生活保護費の各負担金、社会資本整備総合交付金、教育費補助金等の国庫補助金を計上しております。

県支出金は、9億9,300万円余で、地域子ども・子育て県支援交付金、多面的機能支払交付金推進事業、農村地域防災減災事業等の県補助金を計上しました。

繰入金は、7億3,400万円余です。そのうち財政調整基金は、4億円、減債基金は、1億円です。

諸収入は、2億900万円余、町債は、臨時財政対策債、小学校施設整備事業債など、12億3,700万円余を見込んでおります。

次に歳出をご説明いたします。

(予算書では、34ページからになります。)

議会費は、9,300万円余であります。

総務費は、14億6,600万円余で、前年度と比較しまして、5,400万円余の増額となりました。ふるさと納税促進事業、移住定住推進事業、若桜鉄道対策費等の増額によるものです。

民生費は、34億6,800万円余で、前年度と比較しまして、1億8,500万円余の増額で、主因は、医療費・介護費・扶助費の増加によるものです。特別会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,500万円余、介護保険特別会計、3億8,800万円余を計上しました。

また、自立支援制度事業費、4億8,700万円余、後期高齢者医療総務費、2億1,700万円余、放課後児童クラブ運営費、9,700万円余、児童手当給付事業、2億400万円余、保育所運営費、3億600万円余、生活保護扶助費は、1億5,600万円余を見込んでおります。

衛生費は、6億6,200万円余で、7,900万円の減額となりました。主因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ごみ処理費の減額によるものです。

予防接種事業は、前年度の実績見込みをもとに、6,400万円余、新型コロナウイルスワクチン接種事業、400万円余、また、ごみ処理費、2億2,800万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、4,900万円余を計上しています。

農林水産業費は、13億6,500万円余であります。前年度と比較しまして、4,800万円余の増額となりました。

農業関係では、農業農村整備事業、8,500万円余、多面的機能支払交付金事業、9,100万円余、地籍調査事業費、6,200万円余を見込んでおります。

また、農業集落排水特別会計への繰出金、4億4,300万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、8,000万円余、森林環境譲与税を活用した、森林環境整備事業は、2,900万円余を計上しました。

商工費は、1億2,000万円余で、商工振興費、4,700万円余、観光費、6,400万円余の計上です。

土木費は、8億8,900万円余です

道路橋梁維持費では、道路橋梁維持費、橋梁メンテナンス事業、除雪対策費等で、2億4,800万円余、道路新設改良費は、2億300万円余の計上です。主なものは、急傾斜地崩壊対策負担金事業、継続事業でありますカセオ1号線改良事業、町道新道線の改良事業、また、上日下部地区町道新設事業を計画しております。公共下水道特別会計への繰出金は、2億4,500万円を計上しました。

消防費は、3億5,000万円余で、消防団運営費、3,000万円余、東部広域負担金、2億6,000万円余などです。

教育費は、19億2,400万円余で、4億2,700万円余の増額となりました。

主因としては、郡家東小学校の改修工事が始まることにより小学校改修事業費は、10億200万円余で、令和5年度から令和7年の継続事業で実施する予定としております。

中学校費は、1億300万円余で、管理運営費、教育振興費等であります。

また、社会教育費は、2億9,000万円余となっております。

保健体育費は、1億9,500万円余で、体育施設費では、通常の施設管理をはじめ、ふれあいスポーツセンター屋根改修工事、学校給食の運営費等を計上しております。

最後に公債費です。12億9,700万円余を計上し、内訳は、元金、12億4,300万円余、利子、5,400万円余であります。

議案第46号

令和5年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、18億7,200万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ、2億7,600万円余を計上し、歳入に占める割合は、14.8%となっております。

他に主なものでは、県支出金、13億8,700万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせ、2億円余としております。

歳出では、保険給付費を、前年より9,500万円余多い、13億7,100万円余見込みました。歳出に占める割合は、73.3%であります。

他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、3億9,700万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,900万円余を計上しております。

議案第47号

令和5年度八頭町簡易水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億8,500万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、2億1,270万円余を見込み、一般会計繰入金、3,800万円、町債は、水道施設整備事業債、過疎水道施設整備事業債等合わせ、2,520万円の計上です。

歳出は、総務費で、簡易水道施設の維持管理費、消費税等、1億3,010万円余、事業費の簡易水道整備事業費に、1,990万円余を計上しました。

公債費は、借入金の元利償還金、1億3,220万円余であります。

議案第48号

令和5年度八頭町公共下水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、5億3,600万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億2,500万円余、社会資本総合整備事業国庫補助金、6,780万円余の計上です。

繰入金は、2億4,500万円、町債は、下水道施設整備事業債、過疎下水道施設整備事業債等を合わせ、8,060万円であります。

歳出では、総務費の、下水道施設の維持管理費、消費税等で、1億4,540万円余の計上です。

下水道事業費では、処理施設統合事業に、3,490万円余、ストックマネジメント事業で、9,500万円を計上しています。

公債費は、町債元利償還金として、2億5,020万円余であります。

議案第49号

令和5年度八頭町農業集落排水特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、6億100万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億3,800万円、繰入金、4億4,300万円、町債は、下水道施設整備事業債、過疎下水道施設整備事業債等を合わせ、1,010万円の計上です。

歳出は、総務費で、集落排水施設の維持管理費、消費税等、2億6,030万円余を計上しております。

公債費は、町債元利償還金として、3億3,780万円余です。

議案第50号

令和5年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、24億8,600万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億5,900万円余、介護給付費等国庫支出金、6億200万円余、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、6億3,400万円余、介護給付費等県支出金、3億4,300万円余、繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金を合わせて、4億100万円余です。

歳出は、総務費で、総務管理事務費等、6,200万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、22億7,500万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、1億400万円余の計上であります。

議案第51号

令和5年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、300万円といたしております。

歳入では、宅地造成基金からの繰入金、292万円余、歳出は、公債費で、町債の元利償還金、292万円余であります。

議案第52号

令和5年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、70万円といたしております。

歳入では、使用料、28万円、繰越金、41万円余、歳出では、一般管理費、41万円余の計上です。

議案第53号

令和5年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億2,650万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億5,925万円余、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、6,643万円余を見込みました。

歳出では、総務費、443万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、2億2,120万円余の計上です。

議案第54号

令和5年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第55号

令和5年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第56号

令和5年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第57号

令和5年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第58号

令和5年度八頭町大江財産区特別会計予算

の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されたものを精査し、ここに提案いたしております。